平成２８年（フ）第４８号
宮城県大崎市鳴子温泉字湯元２番地６
債務者　久郷　宗平
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
秋田県大仙市若竹町２番８号　メゾン・ド・エスポアール202号、前住所秋田県大仙市大花町10番２号　大花アパート１号
債務者　渡部　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第４９７号
神戸市兵庫区新開地６丁目２番26―911号
債務者　髙畠　祐也
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１１号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番３―305号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目５番地の13
債務者　森井　良憲
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１２号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番３―305号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目５番地の13
債務者　藤田　忠代
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ16―３
債務者　伊藤　宣雄
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1320番地８　松前サンハイツ301号
債務者　坪田　　満
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
愛媛県松山市雄郡２丁目３番13号
債務者　福田　孝志
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２号
愛媛県西条市氷見甲222番地２、前住所愛媛県西条市石田264番地７
債務者　河野　知子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７５号
大分市政所２丁目２番18号（ルネ大在802）
債務者　今村　和代
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
宮崎県北諸県郡三股町花見原３番地13
債務者　山元　曜子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２８号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉寿町34番地
債務者　中澤章一郎
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０９号
福井県越前市瓜生町第14号11番地の１　サンフラワーＫ・Ｔ　107、旧住所福井県鯖江市紙町第16号42番地
債務者　松山　国治
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
福井県鯖江市鳥羽３丁目13番47号
債務者　森　　義一
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
福井県越前市松森町第16号８番地の３、旧住所福井県鯖江市紙町第19号７番地６
債務者　森　　昌代
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
福井県坂井市春江町江留上緑５番地７　Ｌｅ　Ｃｈｏｃｏｌａｔ　105号室、旧住所福井県坂井郡丸岡町磯部福庄第27号16番地13
債務者　齊藤絵津子（旧姓新川）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
福井市文京１丁目35番６号　11号室
債務者　小松　辰雄
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
福井市運動公園１丁目4501番地　エターナルシティー１号館406号、旧住所福井県坂井市春江町中庄第35号38番地
債務者　松井いくみ（旧姓西端）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係